

横浜市旭区地区センター指定管理者選定委員会要綱

制 定 平成 20 年 6 月 23 日 旭地振第 457 号（区長決裁）

一部改正 平成 22 年 3 月 31 日 旭地振第 1956 号（区長決裁）

（設 置）

第 1 条 この要綱は、横浜市旭区地区センター（以下「地区センター」という。）を管理運営する指定管理者の指定のため、横浜市旭区地区センター指定管理者の指定に関する要綱（平成 20 年 6 月 23 日制定）第 5 条の規定に基づき設置する横浜市旭区地区センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（審議項目）

第 2 条 委員会は、地区センターの指定管理者の選定に関し、次の事項について区長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項の内容
- (4) 指定管理者の選定に関する審査
- (5) 指定管理者の指定候補者及び次点候補者の選定
- (6) その他区長が指定管理者の選定に必要と認める事項

（組 織）

第 3 条 委員会は、10 人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、利用団体代表、その他区長が必要と認める者をもって充てる。
- 3 委員としてふさわしくない非行事由があったと区長が認める場合は、区長はその職を解くものとする。
- 4 委員の解職又は辞職などにより委員会の進行に支障が生ずる場合は、区長は新たな委員を委嘱することができる。
- 5 委員名及び役職等は公募要項等で公表する。

（任 期）

第 4 条 委員の任期は、区長が委嘱した日から、地区センターにかかる指定管理者が指定された日までとする。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を 1 名置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会 議）

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、第 5 条第 2 項の規定により委員長を定めるまでの間は、区長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員（委員長を除く。）の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月 25 日横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定に準じ会議は公開とする。ただし、委員会の認めた場合は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（関係者の出席等）

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（審 査）

第 8 条 委員会は、地区センターの指定管理者の公募に参加したものについて、指定管理者の選定基準に基づき審査し、区長に意見を述べるものとする。

（委員の責務）

第 9 条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

（報 告）

第 10 条 委員会は、指定管理者の指定候補者及び次点候補者の選定を行ったときは、速やかに選定の結果を区長に報告する。

（禁止事項）

第 11 条 委員は、直接間接を問わず、当該事案に参加してはならない。

2 委員は、直接間接を問わず、応募法人及び応募することが見込まれる法人の関係者と、選定に関して接触してはならない。

3 第 1 項又は第 2 項の規定に関わらず、委員が当該事案に関する公募に参加したこと又は接触が判明したときは、委員会は委員が関与した事業者を選考対象外とする。

4 委員は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

（審査結果の公表等）

第 12 条 委員会における審査の経過及び結果は、公表する。

2 委員会は、事業者の選定過程に係る公正性、透明性を確保するため、委員会の議事録を整備するものとする。

（庶 務）

第 13 条 委員会の庶務は、旭区総務部地域振興課において処理する。

2 庶務担当職員その他委員会に出席した者は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。ただし、横浜市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

（委 任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。